

仕様書

1. 件名

「2019年度 会計監査人の選定」

2. 監査の主旨

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄科学技術大学院大学学園法（以下「学園法」という。）第12条第2項の規定により、会計監査人の監査を受けることを義務付けられており、学園発足初年度の平成23会計年度決算より継続して会計監査を受けている。

本仕様書は、2019会計年度において学園の会計監査人が行うべき監査業務を定めるものである。

3. 監査の概要

3.1. 監査業務の内容

- (1) 学園法第12条第1項で規定する貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に対する会計監査
- (2) 上記監査結果の学園監事への報告
- (3) 監査報告書等の提出（日本語版&英語版）

3.2. 監査の対象期間及び実施期間

(1) 監査対象期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(2) 監査実施期間

- ① 期中監査：契約締結日～2020年3月31日まで
- ② 期末(決算)監査：2020年4月1日～2020年6月30日

3.3. 監査日数

監査日数（時間）は必要最低限にとどめることとし、具体的な日程については、別途協議するものとする。

【想定監査日数（時間）】 約100日×7時間（700時間程度）

3.4. 会計監査人への財務諸表等の提出期限

5月中旬（予定） ※別途協議を行う。

3.5. 会計監査人から学園役員への報告

6月中旬（予定） ※別途協議を行う。

4. 監査の実施体制等

4.1. 監査の実施体制

- (1) 監査責任者については、指定社員とすること。また、監査責任者以外の主たる監査従事者については、公認会計士の資格を有している者であること。
- (2) 監査業務を行うにあたって、実施体制として以下を明確にすること。
 - ① 監査チームの構成表、各要員の職務内容、職責、分担等
 - ② 監査チームをサポートする支援体制
 - ③ 監査品質の管理体制
- (3) 会計監査人から学園役員への報告については日英での報告とすること。

4.2. 学園との連携

監査の実施に当たっては以下を実施し、学園との連携を図ること。

- (1) 事前及び随時打合せ
監査計画を策定するにあたり、監査の基本姿勢、対象（項目）、実施方法、対象期間、日数（時間）、実施体制等について学園担当者と打合せを実施する。また、監査を実施する過程において、重要な事項を発見した場合等、随時報告及び打ち合わせを実施する。
- (2) 監査計画の作成
(1)に基づき、監査計画を作成し、学園に提出する。
- (3) 学園監事との打合せ
監査を実施する過程において、適宜学園監事との打合せを実施する。

5. 監査報酬

5.1. 監査報酬の額

契約書で定める監査報酬のほかに発生する、監査業務の実施に要した交通費、宿泊費等の諸経費は監査法人が負担する。また、期中監査及び期末監査に係る報酬見積額は区分表示する。

- (1) 期中監査に係る監査報酬 予算額：4,465 千円
- (2) 期末(決算)監査に係る監査報酬 予算額：4,756 千円

5.2. 支払の時期

前項で定める報酬の額について契約書に基づき、適法な支払い請求書を受理した場合において、その翌月末日までに支払うものとする。

- (1) 期中監査に係る監査報酬： 2020年3月末日請求
- (2) 期末(決算)監査に係る監査報酬： 2020年6月末日請求

6. その他留意事項

会計監査において知り得た全ての情報に関し、いかなる理由があろうとも監査実施中及び監査実施後も第三者へ公開しないこと。特に、監査実施中は、各情報の取り扱いには十分注意し、情報漏えいなどのセキュリティ事故を発生させないように十分留意すること。